

○放射線障害の公務災害の認定について

〔 昭和 57 年 11 月 26 日地基補第 328 号
各支部長あて 理事長 〕

第 1 次改正 平成 4 年 9 月 1 日地基補第 168 号
第 2 次改正 平成 15 年 9 月 24 日地基補第 154 号
第 3 次改正 平成 16 年 4 月 19 日地基補第 104 号
第 4 次改正 平成 21 年 6 月 1 日地基補第 163 号
第 5 次改正 平成 25 年 10 月 1 日地基補第 264 号
第 6 次改正 平成 30 年 4 月 1 日地基補第 80 号

標記の件については、「公務上の災害の認定基準について（平成 15 年 9 月 24 日地基補第 153 号）」（以下「認定基準」という。）によるほか、下記により取り扱われたい。

なお、「放射線障害の公務災害の認定について（昭和 44 年 11 月 1 日地基補第 617 号）」は廃止する。（第 2 次改正・一部）

記

1 認定基準の記の 2 の(2)のウに定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事し、又は従事していた職員に、急性放射線症、急性放射線皮膚障害、慢性放射線皮膚障害、白内障、放射線造血器障害（白血病及び再生不良性貧血を除く。）又は白血病が発生した場合で、それらの疾病に応じ、それぞれ以下に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、医学上療養が必要であると認められるときは、地方公務員災害補償法施行規則別表第 1 第 2 号の 5 又は第 7 号の 13 に該当するものとして取り扱う。（第 2 次改正・一部）

(1) 急性放射線症

ア 比較的短い期間（数日以内の間）に相当量（おおむね 25 レムを超える線量）の放射線を全身又は身体の広範囲に被ばくした事実があること。

イ 被ばく後数週間以内に発生した疾病であること。

ウ 白血球減少等の血液変化、不安感、無力感、易疲労感等の症状、はき気、嘔吐等の症状、出血、発熱、下痢等の症状のうち、いずれかの症状が認められること。

(2) 急性放射線皮膚障害

ア 比較的短時間（十数時間以内の時間）に相当量（1 回の被ばくの場合に

あつてはおおむね 350 レムを超える線量、間欠的被ばく又は放射性物質の付着の場合にあつてはおおむね 1,000 レムを超える線量) の放射線を皮膚に被ばくした事実があること。

イ 被ばく後おおむね数時間を超える期間を経た後に発生した疾病であること。

ウ 紅斑、水疱、腫脹、脱毛等の症状のうち、いずれかの症状が認められること。

なお、公務（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 8 条第 1 項第 5 号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上の急性放射線皮膚障害が治癒しないうちに引き続いて生じた難治性の慢性皮膚潰瘍又は治癒した後に再発した難治性の慢性皮膚潰瘍が認められる疾病であつて、医学上急性放射線皮膚障害に起因すると認められるものは、公務上の放射線障害とする。（第 3 次改正・一部、第 6 次改正・一部）

(3) 慢性放射線皮膚障害

ア 3 か月以上の期間にわたつて相当量(おおむね 2,000 レムを超える線量) の放射線を皮膚に慢性的に被ばくした事実があること。

イ 被ばく開始後おおむね数年を超える期間を経た後に発生した疾病であること。

ウ 乾性落屑、血管拡張、慢性潰瘍、機能障害を伴う萎縮性瘢痕等の症状のうち、いずれかの症状が認められること。

(4) 白内障

ア 相当量（3 か月以内の期間に被ばくした場合にあつてはおおむね 200 レムを超える線量、3 か月を超える期間に被ばくした場合にあつてはおおむね 500 レムを超える線量）の放射線を水晶体に被ばくした事実があること。

イ 被ばく開始後少なくとも 1 年を超える期間を経た後に発生した疾病であること。

ウ 水晶体混濁による視力障害の症状があること。

(5) 放射線造血器障害

ア 相当量（1 年間におおむね 5 レムを超える線量）の放射線に慢性的に被

ばくした事実があること。

イ 被ばく開始後おおむね数週間を経て、なお継続する疾病であること。

ウ 白血球減少等の血液変化が認められること。

(6) 白血病

ア 相当量（被ばくした線量の集積線量が $0.5 \text{ レム} \times$ （放射線にさらされる業務に従事した年数）で得られる値以上となる線量）の放射線に被ばくした事実があること。

イ 被ばく開始後少なくとも 1 年を超える期間を経た後に発生した疾病であること。

ウ 骨髄性白血病又はリンパ性白血病であること。

2 認定に当たつての留意点

(1) 急性放射線症に係る被ばく線量の評価は中軸線量によるものとし、放射線造血器障害に係る被ばく線量及び白血病に係る被ばく集積線量の評価は、原則として、それぞれ造血臓器の線量によるものとする。

(2) 白血病の認定に当たつて集積線量の値が前記 1 の(6)のアに掲げる線量に比較的近い場合でこれを下回るときは、地方公務員法第 42 条の規定に基づく健康診断により被ばくした線量を集積線量に加えるものとする。

(第 4 次改正・3 削除)